

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域資源利活用による持続可能な農村づくり

2 地域再生計画の作成主体の名称

大分県由布市

3 地域再生計画の区域

大分県由布市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

由布市の魅力は、人、自然、環境、文化や伝統などを直接体験することでより深く感じてもらえるが、十分なPR活動ができていない状況である。また、急増するインバウンド対応も市内各地における「滞在型・循環型」の魅力ある体験型旅行商品が提供できておらず交流人口の拡大へ向けた取り組みの課題となっている。

さらに、地域が一丸となって由布市の農産物の価値を発掘し、多彩な特産品等があるものの、販路拡大の取り組みが足りないなど、外貨を獲得する新たな経済循環を生み出すに至っていない。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

由布市内の地域資源を活用した加工品等を生産している事業者が集まり組織している「由布市特産品PR連絡協議会」と、由布市における農村民泊の推進を担う市内の農家で組織している「由布市グリーンツーリズム研究会」とを連携させながら事業実施する「一般社団法人 Yufu Aguri Project」を令和2年4月に設立し、民間の自由な発想で事業を展開し、持続可能な農村をテーマに農村の活性化を図る。

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	2020年度増加分 1年目	2021年度増加分 2年目	2022年度増加分 3年目
農泊受入家庭数 (軒)	43	5	5	5
農泊者数の泊数 (泊数)	1,210	500	800	800
特産品(オリジナル商 品)販売額(万円)	0	30	50	50
体験プログラム数 (プログラム)	0	1	0	1

	K P I 増加分の累 計
農泊受入家庭数 (軒)	15
農泊者数(泊数)	2,100
特産品(オリジナル商 品)販売額(万円)	130
体験プログラム数 (プログラム)	2

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金(内閣府) : 【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

地域資源利活用による持続可能な農村づくり

③ 事業の内容

マーケティング調査に基づいて国内外に対して由布市における

- ①グリーンツーリズムの効果的なプロモーションを実施
 - ②インバウンド受け入れ体制の整備を行い、官民協働の観光推進組織である（一社）由布市まちづくり観光局（DMO）と連携
 - ③東京オリンピックや万国博覧会を契機とし、国内のみならず、欧州市場等の新規開拓に向けた「滞在型・循環型」の新たな誘客の推進
 - ④人、自然、環境、文化や伝統などを活用した商品の販売及び新商品・メニューの開発
- を行い、収益をあげられる組織として、農村における持続可能な仕事づくりと地域経済の縮小を克服する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

一般社団法人 Yufu Aguri Project が母体となり、旅行者のニーズを的確に捉えた着地型旅行商品や地域資源を活用した加工品の販売及び新商品やメニュー開発を行いながら事業収入を確保し、概ね3年後には本交付金に頼らない経営を目指す。

【官民協働】

大分県、ツーリズムおおいた、県内他市のグリーンツーリズム団体等と連携し、広域観光で販売されている旅行商品の情報、観光客の意識やニーズ情報の把握、分析を行い、その実態に応じた受入環境の整備や対応強化を図る。

【地域間連携】

大分県内の各市のグリーンツーリズム推進団体が加入する「NPO法人大

分県グリーンツーリズム研究会」と大分市を中心とした 8 市で構成する「大分都市広域圏推進会議」と連携し、各市の強みを生かしながら事業推進を図る。

【政策間連携】

都市と農村の交流人口の増加を図ることで、総合戦略の核である「由布市への新しい人の流れをつくる」という目的を達成する。加えて、空き家を活用した体験型宿泊の基盤構築に取り組み人口減少に歯止めをかける。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

本事業の検証は毎年8月に、総合戦略の検証を行うために設置する有識者等からなる「総合計画審議会」において、事業の進捗状況や3月末時点のKPIの達成状況を把握・点検するとともに、その結果を検証・評価して次の取り組みに反映させる。

【外部組織の参画者】

「総合計画審議会」の委員には、商工会、観光協会、社会福祉協議会、小・中学校、金融機関、報道機関から参画している。

【検証結果の公表の方法】

検証結果は、検証後速やかに市のホームページで公表する。

- ⑦ 交付対象事業に要する経費

- 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 45,800千円

⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 由布市継業支援事業

ア 事業概要

後継者不在の経営者資源を把握し、由布市での就業を考える次世代とのマッチングの仕組みを構築する。

イ 事業実施主体

大分県由布市

ウ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

(2) 「農ある暮らし」仕事づくり事業

ア 事業概要

「農ある暮らし」に資する仕事づくりを支援し、コミュニティビジネスを創出し、地域内に「小さな経済」を生み出す。

イ 事業実施主体

大分県由布市

ウ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

(3) 移住定住推進事業

ア 事業概要

現在、少子高齢化により、空き家が点在してきているため、空き家バンク登録の募集、空き家バンク利用者等に対するリフォーム費用等の助成、住居に関する移住希望者のニーズ把握、情報発信、空き家を活用した体験型宿泊の基盤構築に取り組む。

イ 事業実施主体

大分県由布市

ウ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2023年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。